

令和4年2月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和4年3月3日～4日

場 所 第3委員会室

令和4年3月3日(木曜日)

午前10時10分開会

会議に付託された議案等

- 議案第38号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第19号)
- 議案第52号 令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第53号 令和3年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

- ・令和3年中の交通事故情勢と取組について
- ・宮崎県文化財保存活用大綱(案)について

出席委員(6人)

委員	長	重松	幸次郎
副委員	長	山下	寿
委員		徳重	忠夫
委員		井本	英雄
委員		丸山	裕次郎
委員		満行	潤一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	佐藤	隆司
警務部長	高橋	和成
警務部参事官兼 首席監察官	日高	俊治
生活安全部長	時任	和博
刑事部長	中川	正純

交通部長	河野	俊一
警備部長	河野	晃央
警務部参事官兼 会計課長	上平	賢一
警務部参事官兼 警務課長	三原	健
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	黒瀬	信太郎
総務課長	梅原	守
少年課長	黒木	守
生活環境課長	廣田	匡慶
交通規制課長	宇都宮	淳一郎
運転免許課長	戸松	俊二

教育委員会

教育長	黒木	淳一郎
副教育長	中原	光晴
教育次長 (教育政策担当)	児玉	康裕
教育次長 (教育振興担当)	黒木	貴
教育政策課長	川北	正文
参事兼財務福利課長	四位	久光
育英資金室長	山崎	博文
高校教育課長	谷口	彰規
義務教育課長	吉田	英明
特別支援教育課長	松田	律子
参事兼教職員課長	東	宏太郎
生涯学習課長	長尾	岳彦
スポーツ振興課長	押川	幸廣
文化財課長	加塩	美昭
人権同和教育課長	島寄	善真理
図書館長	岩本	真一
美術館副館長	木村	幸久
総合博物館長	川口	泰夫

事務局職員出席者

議事課主事 飯田 貴久
総務課主事 合田 有希

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○佐藤警察本部長 おはようございます。委員の皆様には、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日御審議いただきます案件は、議案として「令和3年度宮崎県一般会計補正予算について」、報告事項としまして損害賠償額を定めたことについて、その他の報告事項としまして令和3年中の交通事故情勢と取組についての3件であります。

それぞれ担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○重松委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○高橋警務部長 それでは、令和4年2月定例県議会提出の議案第38号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算」の公安委員会関係につきまして御説明を申し上げます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の資料

1、令和3年度2月補正予算についてと、議会資料の令和3年度2月補正歳出予算説明資料の463ページ以降により御説明を申し上げます。

資料1の項目1、2月補正予算の概要を御覧ください。

本議案に係る補正予算は、10億5,028万9,000円の減額補正であります。

今回の減額補正の内訳につきましては、一部増額分を含みますが、人件費の執行残、物件費の入札残などによる減額であり、増減額を合計し、10億5,028万9,000円の減額となりますものであります。

補正後の予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、263億9,848万4,000円となります。

次に、今回の補正の内容を科目別・事項別に御説明いたしますので、項目2、事項別補正予算額と主な補正事業を御覧ください。

歳出予算説明資料につきましては、467ページからになります。

項目2の一覧表の最上段左側に記載しております会計、科目、事項の欄を御覧ください。

会計、一般会計、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬、補正額マイナス72万円及びその下の(事項)委員会運営費、補正額マイナス226万3,000円でございます。

これは、公安委員への報酬において、実績日数が見込みより少なかったことによる報酬の不用額や、公安委員会運営に要する経費である旅費等の執行残であります。

次に、(目)警察本部費(事項)職員費、補正額マイナス4億5,844万9,000円でございます。

これは、職員の人件費であり、育児休業者、年度途中の退職者等に係る給料や職員手当の不用額などです。

次に、(事項) 運営費、補正額マイナス1億4,417万3,000円でございます。

これは、警察職員設置に要する経費の執行残に伴う補正であり、主なものといたしましては、会計年度任用職員に係る報酬、期末手当、共済費などに不用額が生じたことによる会計年度任用職員雇用報酬の減額2,747万8,000円、当初予算では、定年退職者52名、希望退職者等35名、合計87名の退職者を計上しておりましたが、退職者が5名減る見込みとなったことによる退職手当の減額6,103万6,000円、駐在所等に勤務する警察官の不在時に住民等の応接を行う配偶者の同居数が家庭の事情などにより、見込んでいたものよりも少なく、応接に伴う謝金等に不用額が生じたことによる駐在所等協力家族報償費・駐在所等接遇費・交番等接遇費の減額2,650万円であります。

次に、(目) 装備費(事項) 装備費、補正額マイナス2,333万6,000円でございます。

これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備資器材に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、主なものといたしましては、ガソリン等燃料費の執行額が見込みよりも少なかったことから、執行残が生じた警察活動用車両維持費の減額1,648万7,000円です。

次に、(目) 警察施設費(事項) 警察施設費、補正額マイナス39万3,000円でございます。

これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、主なものといたしましては、警察庁舎、宿舍等敷地借り上げ料に不用額が生じた警察庁舎及び宿舍維持管理費の減額33万円でございます。

次に、(目) 運転免許費(事項) 運転免許費、

補正額マイナス4,843万5,000円でございます。

これは、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、主なものといたしましては、高齢者講習の受講者数が見込みより少なかったことにより不用額が生じた道路交通法に伴う講習体制整備事業の減額1,676万7,000円、運転免許試験及び運転免許事務に係る諸経費などに不用額が生じたその他運転免許試験及び運転免許事務関係等経費の減額2,064万9,000円でございます。

次に、(項) 警察活動費(目) 警察活動費(事項) 一般活動費、補正額マイナス2億3,764万4,000円でございます。

これは、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費の執行残等に伴う補正であり、主なものといたしましては、警察本部や警察署で使用する電話回線使用料などの不用額による警察電話専用料等警察電話通信費の減額1,922万円、今年度開催された国民文化祭に係る諸経費などの不用額による警衛警備対策事業の減額8,039万円、自動車等を保有する際に必要な保管場所証明や県税などの各種手続を行うためのシステム維持管理経費の不用額によるワンストップサービスシステムの運営事業の減額2,134万円、各事業に属さない警察活動全般における旅費の不用見込額や各種委託料の執行残等によるその他警察活動経費等の減額7,916万1,000円でございます。

次に、(事項) 交通安全施設維持費、補正額マイナス1,398万4,000円でございます。

これは、信号機・灯火標識・交通情報板等の交通安全施設の維持に係る業務の執行残などによるものでございます。

次に、(事項) 交通安全施設整備事業費、補正

額マイナス1億2,089万2,000円でございます。

これは、交通安全施設整備事業に要する経費の補正であります。増額分と減額分の相殺の合計となります。

増額分につきましては、令和3年6月に千葉県八街市で発生しました下校中の児童に係る交通死傷事故を受けて、関係機関と合同通学路点検が実施されましたが、その結果を踏まえた安全対策として、信号機や横断歩道の新設など、国の令和3年度補正予算で認められたことによるものでございます。

これに伴いまして、信号機の新設やLED化、道路標識や横断歩道の整備に要する経費として、合計3,576万9,000円の増額としております。

減額分といたしましては、国庫補助対象事業において、警察庁が財務省に対して要求した補助金の予算が財務省の査定により減額されたことに伴い、本県に対する補助金につきましても、交付決定額が減額されたものでございます。

この増額分と減額分を相殺し、交通安全施設整備事業費全体としては1億2,089万2,000円の減額となっております。

これらの結果、各事業費ごとでは、交通管制及び信号機改良等整備費の減額6,360万7,000円、信号機新設、道路標識及び道路標示等整備事業費の増額349万5,000円、円滑化対策事業費の減額2,757万9,000円、コンクリート製信号機柱の鋼管柱化の減額3,320万1,000円となります。

最後でございますが、繰越明許費について御説明を申し上げます。

お手元の令和4年2月県議会定例会提出予算事項別明細書の344ページの下段を御覧ください。

交番、駐在所庁舎新築事業の繰越額4,148万2,000円につきましては、日向警察署門川交番

の改修工事を実施していましたが、工事で設置する資材について、原材料不足の影響により、年度内の入荷が困難であるということが判明したことから、繰り越すというものでございます。

交通安全施設整備事業の繰越額1億6,107万円につきましては、国土交通省が所管する東九州自動車道の工事の進捗状況に伴い、可変標識設置工事が今年度実施できないということから繰り越すものと、先ほど増額補正として御説明を申し上げた国の補正予算に伴う交通安全施設の整備事業については、工期が不足していることから、繰り越すというものでございます。

説明は以上となります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について、質疑はございませんでしょうか。

○満行委員 2点お聞きします。

歳出予算説明資料の470ページ、警衛警備対策事業8,000万円余の減額補正なんです。これはもともと多めに予算を組んでいて、実績で落とすという運用をしているのでしょうか。

○河野警備部長 そのとおりでございます。昨年7月3日に国民文化祭の開会式があるということで、当初、天皇・皇后両陛下の御臨席の下、実施されるところでしたけれども、コロナの関係もありまして、オンラインでの御臨席でしたものですから、その分、減額させていただいたということでございます。

○満行委員 了解です。

もう一つ、交通安全施設整備事業費の1と4、交通管制、信号機改良等、コンクリート柱の鋼管柱化、これは、結局は国の補助決定によって執行残になってしまったということですね。

○宇都宮交通規制課長 そのとおりです。国の査定によって、財務省で予算がつかなかったと

いうことになります。

○満行委員 はい、了解です。

○丸山委員 退職手当の関係ですが、中途退職者もあったと説明いただいたんですが、中途退職者は、令和3年度は前年度と比べてどれくらいだったのかを教えてください。

○三原警務課長 この補正予算を計算する上で、令和3年度の11月現在で数字を出しているんですけども、中途退職者が20名おります。令和2年度が21名となっているので、昨年とほぼ変わらない状態です。

○丸山委員 20名前後が毎年途中で退職されているというのは、2,000名ぐらいの警察官の1%もいないですが、ほかの県でもそれぐらいの人が退職されていると認識しているのか、そして警察業務の質が落ちないためには、本当は退職者がゼロのほうがいいはずなんですけれども、その影響等はどうか考えればよろしいでしょうか。

○三原警務課長 我々は採用時に、定年まで働いていただくということで、資質を判断して採用するわけですけども、家庭の事情であるとかで、このぐらいの人数の中途退職者が出るのはどうしても仕方ないのかなと考えております。

一人でも多く定年まで勤めていただくために、いろんな施策を取っているところです。

ちなみに先ほど申しました11月末の中途退職者についての内訳を分析すると、令和3年度採用の者が13名おります。

警察学校に入って研修中もしくは出て1年目の職員が、恐らくほかの仕事に就きたいというのが一番中途退職の多い理由でありますので、今の若者の気質も影響しているのかなという感じを受けております。

○丸山委員 今、説明を伺いまして、警察官として宮崎県の治安のために頑張ろうという若い

方々が中途退職するのはとても残念であります。

できるだけ若い方々が、引き続き警察官としての任務が遂行できるような体制をしっかりと構築していただけたらありがたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、交通安全関係の高齢者講習の関係でお伺ひしたいんですけども、残念ながらコロナが2年間継続していて、第3波、第4波、第5波まで来た関係があつて、高齢者講習を含めて、なかなかスムーズにできなかったのか説明いただくとありがたいと思ひております。

○戸松運転免許課長 高齢者講習に関しまして、コロナの影響は、ほぼ受けておりません。順調に業務を進めております。

ただ、高齢者の中には、更新ではなくて、自主返納をされる方とか、中には更新しない方とかもいらっしゃるんですけども、そういうこともあつて、この高齢者講習の予算に関しましては、見込みよりも少なくなるということで、この差が生じているところがございます。必要な講習は十分できているところがございます。

○重松委員長 ほかがございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では、議案についての質疑は終了いたします。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○高橋警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

令和4年2月県議会定例会提出報告書の3ページをお開きください。

今回御報告させていただく警察における損害賠償事案は、3ページの下から2件目の発煙用

機器破損事故以降、4ページ上から2件目までの4件の事故についてでございます。

それでは、1件目の発煙用機器破損事故について説明いたします。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が令和3年5月23日午前6時5分頃、宮崎市内の深夜飲食店において捜査中、写真を撮影するためにカメラのファインダーをのぞき込みながら移動していたところ、足下に置かれていた発煙用機器であるフォグマシンにかかとをぶつけ、背面のプラグ部分を埋没する形で破損させたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員が周囲の安全確認を怠った過失によるもので、相手方に過失はございません。

損害賠償は、破損したフォグマシンと同等機種の購入代金である3万800円を県費から支出しております。

次の交通事故について御説明を申し上げます。

この事故につきましては、日向警察署の警察官が令和3年6月15日午前11時頃、日向市内の病院駐車場において、単独で遺体搬送車を運転して駐車場に駐車する際に、後方の安全確認が不十分なまま後退したため、自車左後部を無人駐車中の相手方車両右後部側面に衝突をさせたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の後方安全不確認の過失によるもので、相手方に過失はございません。

相手方の車両の修理費と代車料として27万8,510円を県警の任意保険から支出しております。

公用車につきましては、修理が必要な損傷はございませんでした。

次の道路標識基礎乗り上げ事故について御説

明いたします。

この事故につきましては、令和3年6月18日午前8時30分頃、都城市内の市道において、交通部交通規制課が管理する一時停止の道路標識のコンクリート基礎が何らかの原因で車道上に露出した状態であったため、走行中の相手方車両がそのコンクリート基礎に乗り上げ、左後部バンパーを破損したものでございます。

事故の原因につきましては、道路標識の管理瑕疵の過失によるもので、相手方に過失はございません。

相手方の車両の修理費として、12万3,233円を県警の任意保険から支出しております。

最後の交通事故について御説明いたします。

この事故につきましては、宮崎北警察署の警察官が令和3年9月29日午後8時20分頃、宮崎市内の駐車場において、同乗者を乗せパトカーを運転し、交通違反取締りのため、駐車場に駐車する際、後方安全不確認のまま後退をしたため、自車右後部バンパーを無人駐車中の相手方車両左前部バンパーに衝突させたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の後方安全不確認の過失によるもので、相手方の過失はありません。

相手方車両の修理費として、4万8,686円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、修理費として5万2,547円を県費から支出しております。

以上が今回の損害賠償事案になります。

今回報告させていただいた交通事故、また機器の破損事故につきましては、基本的な安全確認を怠った事故であり、県民の皆様の信頼を損なうような事故でございました。このことを職員一人一人にも再認識させたいと思います。

特に、今回の交通事故につきましては、交通事故の発生状況の分析結果に係る資料なども発出して、これらの資料を活用した所属幹部による指導教養を随時行うとともに、交通事故を起こした職員を対象に教養、実技指導を行う運転技能講習会を開催したり、交通事故を起こした職員による一定期間の街頭交通指導を実施するなどして、交通事故防止に取り組んでいるところでございます。

また、基礎の乗り上げ事故につきましても、県下全域の道路標識約6万9,000か所について、緊急特別点検を実施し、危険性等がある標識の把握と補修を行って、再発防止を図っているところでございます。

以上で損害賠償額を定めたことについての報告を終了いたします。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないようですので、次のその他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○河野交通部長 それでは、文教警察企業常任委員会資料の資料2をお開きください。

令和3年中の交通事故情勢と取組について御報告させていただきます。

まず、1の交通事故の発生状況について説明いたします。

1、(1)のグラフは、過去5年間の発生件数等の推移を表したものです。

令和3年中の交通事故発生件数は4,461件で、前年比マイナス665件、減少率はマイナス13%と、平成10年以来、23年ぶりに5,000件を下回りました。

た。

また、死者数についても30人と、全国統一の基準で統計を取り始めた昭和23年以降、2番目に少ない人数でした。

死者数が減少した要因としましては、高齢死者数が減少したことが大きく、特に令和2年中は、高齢運転者の単独死亡事故が13件発生しましたが、昨年は1件のみの発生と、大幅に減少しました。

これは、コロナ禍による外出自粛に加え、高齢運転者の安全運転意識の向上などが相乗効果となり、減少につながったのではないかと思います。

最終的には、第11次宮崎県交通安全計画に掲げた「年間死者数31人以下、人身事故件数5,200件以下」とする抑止目標を初年から達成することができました。

続きまして、(2)は、人口10万人当たりの交通事故死者数の推移と全国順位です。

一番左の表、2段目の10万人当たりの死者数を見ますと、令和元年以降減少しており、全国順位も、令和3年は、一昨年のワースト12位から19位となっております。

しかし、令和3年の2.80人は、全国平均2.09人を0.71人上回っており、本県の車が生活に必要な不可欠という交通事情も影響しているものと思われます。

次に、(3)は、高齢死者構成率の推移と全国順位です。

高齢死者構成率は、令和2年は過去最高の83.3%で、全国ワースト2位という高い割合でしたが、昨年は23.3ポイント減少し、60%と、全国ワースト22位という結果でありました。

なお、全国のベスト順位は、島根県、沖縄県、東京都の順になっております。

次に、(4)は、人口の同規模県との比較です。

同規模県では、いずれの県においても、交通事故死者に占める高齢死者率の過去5年平均値は60%を超えている状況にあり、本県は、山形県、富山県に次いで高い割合となっております。

次に、(5)は、県内の主要交差点における交通量の令和3年と令和元年を比較したグラフです。

コロナ前とコロナ禍の交通量の比較をしたもので、点線の折れ線グラフが令和元年、実線が令和3年の交通量の推移です。いずれの月においても、令和元年の交通量に比べ、令和3年中は減少しております。

また、赤色の点線で囲んでいるところは、新型コロナウイルス感染拡大を受けた県独自の緊急事態宣言や国のまん延防止等重点措置期間を示したものです。

宣言等の発令期間中は交通量が減少しますが、宣言が終わると回復する傾向があります。

次に、裏面を御覧ください。

(6)は、令和3年と令和元年の月ごとの交通事故件数と死者数の比較です。

棒グラフが発生件数で、折れ線グラフが死者数の推移を示しており、いずれも薄いほうが令和元年、濃いほうが令和3年を表しております。

交通量と同様、交通事故件数も、いずれの月においても、令和元年に比べ、令和3年中は、減少しております。

交通事故の発生は、交通量の推移とおおむね連動している状況にありますが、死亡事故については、交通量や県の緊急事態宣言等にかかわらず発生している状況であり、交通量等との相関関係はないと言えます。

次に、2の令和3年中の交通事故の主な特徴についてありますが、人身事故と死亡事故に

分けて説明いたします。

まず、(1)の人身事故では、アの事故原因別では、脇見、安全不確認等による事故が全事故の約7割を超えている。イの道路形状別では、交差点及び交差点付近での発生が多い。ウの発生時間帯別では、朝夕の通勤・通学、帰宅時間帯の発生が目立つといった特徴が挙げられます。

なお、全国的には、脇見、安全不確認等の事故の割合は60.6%でした。

次に、(2)の死亡事故では、顕著な特徴としては、先ほど御説明したとおり、高齢死者数は、昨年は18人と減少したものの、それでも半数を超える60%を占めています。

その他では、アの第1原因者の年代別では、65歳以上の高齢者が全体の約3割を超えている、イの事故原因別では、脇見、安全不確認等による事故が多い、ウの道路形状別では、交差点及び交差点付近での発生が多いなどの特徴があり、それぞれ高い割合を占めております。

さらに、エの歩行者の死者14人のうち、12人は高齢歩行者、そのうち9人が道路横断中でありました。オの道路横断中の死者9人は、全員が高齢歩行者です。

次に、3の昨年実施した主な取組について説明いたします。

初めに、(1)の歩行者事故ゼロ対策についてです。

令和2年までの過去5年間の交通死亡事故を分析した結果、人对車両の事故が4割を占め、そのうちの約7割が横断歩道や横断歩道付近等の道路横断中の事故でありました。

また、道路横断中の死者の約9割が高齢歩行者であるなど、歩行者の事故防止対策が課題であったことから、歩行者の安全確保に向けた各種対策を推進しています。

アにつきましては、警察では、毎月20日を「歩行者事故ゼロの日」に指定し、横断歩行者の多い場所や時間帯を選定し、交通指導を実施するなど街頭活動を強化しております。

また、過去に横断歩行者の死亡事故等が発生した場所や、通学路となっている場所等のうち、信号機のない横断歩道27か所をモデル横断歩道として指定し、歩行者には、手挙げ横断等の励行、運転者には、歩行者優先の広報啓発や指導取締りの強化などの対策を講じているところであります。

特に、モデル横断歩道については、令和4年度予算の新規事業として、カラー舗装や看板設置を盛り込んでおり、本年も引き続き交通安全教育や指導取締り、広報啓発を強化する予定であります。

イの指導取締りの強化につきましては、横断歩行者等妨害違反を重点に、信号無視、指定場所一時不停止違反を加えた「3STOP作戦」を県下全域で展開しております。

ウの歩行者用イエローカードにつきましては、令和2年までの過去5年間の歩行者事故のうち、歩行者側にも何らかの違反がある場合が約3割を占めていたことなどから、歩行者事故を抑止するために、信号無視などの交通違反をしている歩行者に対し、直接指導警告を行うイエローカードを新たに制作しました。9月の秋の全国交通安全運動の開始に合わせて運用を開始し、昨年12月末までに564件を交付しており、歩行者への交通ルール遵守を強化しています。

次に、(2) 高齢者の交通事故抑止対策についてです。

アの連携協定につきましては、高齢者福祉の中核を担っている県社会福祉協議会や日頃から高齢者の見守り活動等を行っている民生委員児

童委員協議会と高齢者の交通安全に関する連携協定を締結し、交通安全に関する積極的な情報提供や地域の高齢者が抱える交通安全に関する問題の解決に努めるなど、高齢者の交通安全意識の醸成と交通事故の抑止に向けた取組を推進しました。

イのオンラインによる高齢者サロンにつきましては、コロナ禍において、対面によらない安全教育等を推進するため、宮崎公立大学のネットワークボランティアゼミの生徒と連携し、ICT機器を活用したオンラインによる高齢者の交通安全教室を実施いたしました。

ウの高齢運転者宅ローラー作戦につきましては、昨年末に、過去に複数回事故を起こした高齢運転者による死亡事故が発生したことを受け、頻回事故歴者や一定の病気等により運転に支障を及ぼすおそれのある高齢運転者宅を訪問するなどし、本人や家族に対し、現状を確認するとともに、運転免許の自主返納や制限運転に関する個別指導を実施いたしました。

次に、(3) 通学路・生活道路における安全対策についてです。

アの通学路の合同点検の実施につきましては、毎年、春と秋の全国交通安全運動に合わせて実施される交通安全総点検に加え、千葉県八街市で発生した交通事故を受け、教育委員会、道路管理者と通学路の合同点検を実施しました。

イの地域の実態に即した交通規制の見直しにつきましては、上記の点検結果を踏まえ、車両通行禁止規制時間の変更や横断歩道の新設など、地域の実情に即した規制の見直しを実施しています。

ウの道路管理者との連携によるスムーズ横断歩道の試験設置につきましては、横断歩道を車道から僅かに盛り上げたスムーズ横断歩道をえ

びの市、小林土木事務所及び国土交通省と連携し、飯野小学校区内の市道に1月11日から2月6日までの間、試験設置しました。

今後、通行車両の横断歩道付近での走行速度の変化や、横断歩行者のために停車した割合などを国土交通省宮崎河川国道事務所において検証していく予定です。

エの可搬式速度違反自動取締装置は、少人数で持ち運びが可能な特性を生かして、取締り要望の多い通学路等において、昨年1年間に約120回取締りを実施しています。

本年も、関係機関・団体との連携を強化し、歩行者の安全確保等の各種交通安全対策、悪質・危険性の高い交通違反取締り、安全で快適な交通規制等を推進し、交通事故の抑止に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上であります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はございませんか。

○井本委員 最後の(3)の通学路・生活道路における安全対策のイだけれども、地域の実態に即した交通規制の見直しというのは、一方通行とかも見直ししたんですか。

○宇都宮交通規制課長 規制の変更につきましては、新規に規制をかけたり、それから変更等を全部で27か所やっておりますけれども、一方通行につきましては、データがございません。

○井本委員 一方通行なんかも、これの対象になっているわけですか。

○宇都宮交通規制課長 はい、そのとおりです。

○井本委員 どう見ても一方通行は要らないよねというところが結構ありますよね。ああいうときは、どこに要望を持っていけばいいのでしょうか。

○宇都宮交通規制課長 住民の方なりに、警察署に要望書を出していただいで……。

○井本委員 区長の名前で要望書を出すということでしょうか。

○宇都宮交通規制課長 はい。そのような対応をしていただくようにしております。

○井本委員 分かりました。

○満行委員 通学路の安全確保なんですけれども、私も子供がいる頃はPTAで、信号機とか横断歩道に立って交通安全を見守っていましたが、危険な交差点とか、横断歩道とか、交差点の形状とか、いろいろ改善が必要だなということもあるんですけれども、通学路の合同点検はどういう状況で実施されているのか、その地域の学校とかどういう組織とこの会議を行っているのか説明いただきたいです。

○宇都宮交通規制課長 合同点検につきましては、警察、道路管理者、それから地元の通学路等であれば、学校関係者、市町村の交通安全対策の担当など、そういう方々と一緒にやっております。

○満行委員 はい、分かりました。ぜひ地域と密接な連絡を取っていただいで、安全な対策を強化していただきたいと思います。

○徳重委員 歩行者のイエローカードによる指導警告の実施ということですが、今、子供たちの通学する横断歩道に立っていらっしゃるボランティアの方が非常に多いんですね。

その方々にもそういう歩行者が悪い状況であったときに、イエローカードか何か、駄目ですよと、こういう横断はやめてくださいという指導ができる権限を与えたらいいんじゃないかなという気がするんですけれども、そういうことは考えていらっしゃらないんですか。

○河野交通部長 委員のおっしゃるとおり、そ

ういうボランティアの方々にも御協力いただいで注意できれば一番ベストだと思うんですけども、やはり制服も着ていない一般の方ですから、口論とかトラブルも予想されますので、現時点ではそのようなことにつきましては、検討の段階にはまだ至っておりません。

○徳重委員 非常にたくさんの方が協力していただいでいて、そこで年間を通してずっと活動されていらっしゃるようですから、もう少し権限を与えてやったらどうかなという感じがしたものですから、今お話ししたところです。

○丸山委員 交通死亡者数が30名以下ということで、目標を達成していただいで、ありがたいかなと思っております。

特に去年と大きく変わったのが、高齢運転者の単独死亡事故が令和2年は13件だったのが、令和3年は1件のみだったということでしたが、何が一番効果的だったとかいう分析があれば教えていただきたいです。

○河野交通部長 最も顕著な要因を与えたものというのが正直なかなか分からない状況でございまして、ただ、交通量の状況を見ましても、やはりコロナ禍において、高齢運転者の方の行動様式が変化したのではないかと推測しております。ただし、おととしもコロナ禍でございましたので、そこは制限運転なり、あるいは高齢者に対するいろんな安全教育とかさせていただいでおりますけれども、そういうものが複合的に絡まって効果を上げているのではないかと推測しているところでございます。

○丸山委員 あともう少し具体的に聞きたいんですが、歩行者の死亡者が結構多いということ、かつ道路横断中の方が9名亡くなっている。それも高齢者だけだということなんですけれども、下のほうにも主な取組、歩行者のマナー違

反が3割あったということが書いてあるものですから、ひょっとしたら横断歩道以外のところを渡られていて交通事故に遭って亡くなったケースもあると理解してよろしいのでしょうか。

○河野交通部長 適法に横断歩道を渡っておられて、何の落ち度もなくはねられる方もいらっしゃいますし、歩行者信号が赤にもかかわらず渡られているという方もいらっしゃいます。また、横断歩道以外のところの場所を渡られているときにはねられたという方もいらっしゃって、それぞれ死者が生じているという状況でございます。

○丸山委員 そういうマナー違反が原因で亡くなって、非常に残念な問題でしょうから、そこをもう少し注目するようなこともやっていただきたいと思っています。

あと信号機がない横断歩道をよく見かけるんですけども、横断歩道も分かりづらいんです。横断歩道がありますよというひし形の道路標識も薄くなっていて分かりづらかったり、車が止まっていると見えなかったりするものですから、ずっと運転しているとずっと横断歩道を通り過ぎてしまうものですから、道路の標示の在り方をもうちょっと工夫していただいとありがたいと思っております。

また、横断歩道を渡る方々ですが、子供のころは手を挙げて渡ってくださいというのがあったんですが、なかなかそういうことをしてくれないものですから、分かりづらいというのがあったりするんで、お互いがマナー向上をしていくとか、横断歩道を渡りたいんですという意思表示を何かしていただくと、運転する側としては分かりやすくありがたいと思っております。

いずれにしても、交通死亡事故がゼロに近くすることが一番ですし、今31名以下ということで

あれば、これをさらに下げさせていただくことをぜひお願いしたいと思っております。

○井本委員 関連して、止まれという標識はあるけれども、なかなか分かりにくいところがあるんですよね。

それで、上からつるしてある大きな標識があるじゃないですか。あのような標識にしてほしいときには、区長に頼んで持っていかないといけないのかな。

○河野交通部長 地域住民の方々からいろんな御要望をいただくんですけれども、大変申し訳ないんですけれども、ペーパーで頂戴できれば、それがずっと残りますので、そういう手法でお願いできればと思っております。

○井本委員 分かりました。

○重松委員長 まだほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、最後に、その他で何かございますか。

○満行委員 コロナ禍での自粛で、高齢者の事故が減ったと説明があったんですけれども、酒類の提供等もない。そういう意味でいけば、飲酒運転の摘発や飲酒運転事故というのも相当激減しているのかなと思うんですけれども、その辺りは統計ではどうなんでしょうか。

○河野交通部長 飲酒運転による交通事故の発生状況ですが、コロナ前の令和元年につきましては、発生件数が53件でありましたが、令和2年が27件、令和3年が25件ということで、やはりコロナ前に比べて、かなり減少している状況にあります。

○山下副委員長 関連ですけれど、飲酒運転の検挙者数はどんなでしょう。

○河野交通部長 令和3年中の飲酒運転の検挙数は247人ということで、前年比がマイナス94人

ということで、かなり減っている状況です。

○重松委員長 その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないようですので、これで終了したいと思います。

以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時13分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 教育委員会でございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております文教警察企業兼任委員会資料の表紙をお開きいただきまして、左側の目次を御覧ください。

今回御審議いただく議案は、議案第38号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第19号）」、議案第52号「令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第53号「令和3年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）」の3件であります。

次に、その他報告事項といたしまして、宮崎県文化財保存活用大綱（案）について御報告させていただきます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

補正予算の概要であります。今回の教育委

員会の一般会計補正予算は、表の下から5段目の太線枠の補正額の欄に記載してありますように、40億5,008万7,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、1,069億1,529万9,000円であります。

また、特別会計の補正予算は、下から2段目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように、1億2,861万円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、34億3,784万3,000円であります。

その結果、教育委員会の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は、1,103億5,314万2,000円となります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、引き続き担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく御願いをいたします。

○重松委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川北教育政策課長 教育政策課関係の令和3年度2月補正につきまして御説明いたします。

お手元の令和3年度2月補正歳出予算説明資料の教育政策課のインデックスのところ、407ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄を御覧ください。

今回の補正は、1億2,022万7,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、33億1,661万4,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

409ページをお願いいたします。

このページ下から5段目となりますが、(事項)教育情報化推進費が3,166万5,000円の減額であります。

これは、「教育の情報化」緊急対策事業に係る入札の執行残などによるものでございます。

次に、その下の(事項)職員費が2,681万1,000円の減額であります。

これは、事務局職員の人件費の執行残でございます。

次に、一番下の(事項)一般運営費が1,396万5,000円の減額であります。

これは、次ページの一番上になりますけれども、本庁、教育事務所等の運営管理に係る経費の執行残などによるものでございます。

411ページをお開きください。

上から3段目の(事項)職員費が3,729万3,000円の減額であります。

これは、事務局職員のうち保健体育に関わる職員の人件費の執行残でございます。

教育政策課関係は以上でございます。

○四位財務福利課長 令和3年度2月補正歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、413ページをお願いいたします。

財務福利課の補正額は、表の一番上の段、左のほうにありますとおり、総額で4,491万5,000円の減額補正であります。

この結果、補正後の額は、同じ段の右から3列目、75億4,691万7,000円となります。

補正の内訳は、その一段下の一般会計が1億7,352万5,000円の減額補正、その3段下にあります特別会計が1億2,861万円の増額補正であります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料415ページをお願いいたします。

一般会計についてであります。

ページ中ほど、(事項)維持管理費が1,163万4,000円の減額であります。

これは、県立学校の工事に係る設計委託等の執行残であります。

次に、下から2段目の(事項)教職員住宅費が1,571万4,000円の減額であります。

これは、教職員住宅の工事に係る工事請負費等の執行残であります。

次に、416ページをお願いいたします。

下から4段目の(事項)一般運営費(高等学校)が2,024万3,000円の減額であります。

これは、県立高等学校における光熱水費などの需用費等の執行残であります。

次に、下から2段目の(事項)海洋高校実習船費が7,548万4,000円の減額であります。

これは、宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」における法定検査費用等の執行残であります。

次に、417ページをお願いいたします。

一番下の段にあります(事項)文教施設災害復旧費が3,787万5,000円の減額であります。

これは、県立学校等の災害復旧に要する工事請負費等の執行残であります。

次に、419ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。

下から2段目、(事項)高等学校実習費が2,375万2,000円の増額であります。

これは、令和2年度の決算認定で、令和3年度への繰越金が確定したことによるものであります。

次に、420ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。

下から2段目、(事項)育英事業費が1億485万8,000円の増額であります。

こちらにつきましても、令和2年度の決算認定で、令和3年度への繰越金が確定したことによるものであります。

資料が替わりまして、令和4年2月県議会定例会提出議案(令和3年度補正分)の12ページをお開きください。

繰越明許費補正についてであります。

表の下から5段目、県立学校老朽化対策事業につきまして、1億1,227万4,000円の繰越しをお願いしております。

これは、県立学校の老朽化への対策を行う事業について、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

また、その一段下の県立学校運動場整備事業につきまして、2,037万1,000円の繰越しをお願いいたしております。

これは、県立学校の運動場の整備を行う事業について、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

財務福利課の説明は以上であります。

○谷口高校教育課長 高校教育課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の421ページをお開きください。

一般会計で6億2,036万5,000円の減額補正でありまして、補正後の予算額は、右から3番目にあります47億9,657万9,000円であります。

主なものについて御説明いたします。

423ページをお開きください。

ページの中ほどにあります(事項)一般運営費(教育庁共通)が630万3,000円の増額であります。

このうち、説明の欄の4にあります修学旅行

のキャンセル料等支援事業につきましては、後ほど常任委員会の別冊の資料にて御説明いたします。

次に、その下にあります(事項)高等学校就学支援事業費が4億5,553万6,000円の減額であります。

これは、県立高校の生徒へ授業料相当額を支援する就学支援金の対象者が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

424ページをお開きください。

ページの中ほどの少し上の(事項)学力向上推進費が7,613万8,000円の減額であります。

このうち、説明欄の1、IT教育環境整備事業が4,772万円の減額であります。これは、教育用コンピューターのリースに係る使用料の執行残などによるものであります。

次に、その下にあります(事項)指導者養成費が4,343万5,000円の減額であります。

このうち、説明欄の5、国際理解教育推進事業が3,714万3,000円の減額であります。これは外国語指導助手、いわゆるALTの雇用に係る報酬や費用弁償等の執行残であります。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。

常任委員会資料別冊(補正)の2ページをお開きください。

修学旅行のキャンセル料等支援事業についてでございます。

まず、1の事業の目的・背景についてであります。

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の感染拡大のために、一部の県立高等学校・中等教育学校では、修学旅行を中止または延期することとなりました。これに伴うキャンセル料等の経費を補償することで、保護者の負担軽減を図ります。

2の事業の概要であります。

(1)の予算額は1,808万4,000円、(2)の財源は、全額地方創生臨時交付金、(3)の事業期間は、令和3年度であります。

(4)の事業内容及び3の事業効果につきましては、繰り返しになりますが、感染症の対策として、修学旅行の中止または延期を行った県立高等学校、県立五ヶ瀬中等教育学校の生徒のキャンセル料等を補償することで、保護者の負担軽減を図るということとございます。

高校教育課の説明は以上であります。

○吉田義務教育課長 それでは、再び歳出予算説明資料に戻っていただきまして、義務教育課のインデックスのところ、427ページをお開きください。

補正額としましては、1,185万5,000円の減額補正であります。

補正後の額は、右から3列目の1億3,163万3,000円であります。

1枚めくっていただいて、429ページをお願いします。

まず、中ほどの(事項)学力向上推進費が526万6,000円の減額であります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会や視察等の実施ができなかったことなどによる執行残であります。

次に、下から2段目の(事項)指導者養成費が584万円の減額であります。

こちらにも、新型コロナウイルス感染症の影響による研修の旅費や、運営に係る経費などの執行残であります。

義務教育課関係の説明は以上であります。

○松田特別支援教育課長 特別支援教育課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育課のイン

デックスのところ、431ページをお開きください。

一般会計で4,843万5,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3番目の欄、4億3,583万2,000円になります。

その主な内容について御説明いたします。

433ページをお開きください。

上から6段目の項目にあります(事項) 県立特別支援学校整備費が946万4,000円の減額であります。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、スクールバスを増車増便して運行した委託料等の執行残であります。

次に、中ほどにあります(事項) 特別支援教育振興費が3,519万3,000円の減額であります。

主なものは、その下の説明欄の3、特別支援学校医療的ケア実施事業の1,042万2,000円の減額であります。

この事業は、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童生徒のために、特別支援学校に看護師を配置するものでありますが、短時間の勤務を希望する看護師が多かったことによる共済費等の執行残であります。

次に、説明欄の7、県立高等学校生活支援充実事業の1,768万1,000円の減額であります。

この事業は、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が教育課程を円滑に履修できるように、教室移動等の介助を行う生活支援員を配置するものでありますが、今年度は対象となる生徒が少なかったことによる生活支援員の人件費等の執行残であります。

特別支援教育課は以上でございます。

○東教職員課長 教職員課関係の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックス

のところ、435ページをお開きください。

一般会計31億2,318万7,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目の913億6,492万7,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

437ページをお願いいたします。

まず、上から5番目の(事項) 教職員人事費であります。2億5,536万8,000円の減額をお願いしております。

これは、主に会計年度任用職員の報酬等につきまして、勤務日数等の実績が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、下から2番目の(事項) 退職手当費であります。4億1,138万5,000円の減額をお願いしております。

これは、退職予定者数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

438ページをお願いいたします。

(項) 小学校費であります。 (事項) 職員費につきまして9億9,839万7,000円の減額、(事項) 旅費につきまして4,544万6,000円の減額をお願いしております。

次に、中ほどの(項) 中学校費であります。 (事項) 職員費につきまして5億7,001万2,000円の減額を、(事項) 旅費につきまして3,946万5,000円の減額をお願いしております。

次に、一番下の(項) 高等学校費であります。439ページを御覧ください。

(事項) 職員費につきまして4億3,942万9,000円の減額、(事項) 旅費につきまして6,182万4,000円の減額をお願いしております。

さらに、中ほどの(項) 特別支援学校費であります。 (事項) 職員費につきまして2億7,825万4,000円の減額、(事項) 旅費につきまして2,1

72万8,000円の減額をお願いしております。

以上の職員費につきましては、教職員の給料や職員手当等でございますが、主に教職員の退職と採用に伴う若返りによるものや、本年度の給与改定により、期末手当の支給月数の引下げ0.1か月分があったことなどによるものであります。

また、旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による研修等の中止やオンラインでの実施等で出張が減ったことなどによるものであります。

教職員課の説明は以上であります。

○長尾生涯学習課長 生涯学習課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、441ページをお開きください。

今回の補正は、補正額の欄にありますように、一般会計で2,880万7,000円の減額補正をお願いしております。

その結果、補正後の額は、ページの右から3列目にありますように、5億3,810万4,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

443ページをお開きください。

初めに、中ほどにあります(事項)成人青少年教育費が374万7,000円の減額であります。

主なものは、説明欄の4、地域と学校の絆を育む体制整備推進事業で、国費と県費から市町村への補助を行っておりますが、その交付額の決定に伴う減額等であります。

次に、一番下の(事項)生涯学習基盤整備事業費が229万6,000円の増額であります。

主なものについては、次の444ページをお開きください。

上から2段目の説明欄の5、宮崎県美術品等取得基金事業の(1)美術品等取得事業が499万4,000円の増額であります。

これにつきましては、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

次に、下から2段目の(事項)図書館サービス推進費が565万1,000円の減額であります。

主なものは、説明欄の2、図書館サービス費で、図書館の会計年度任用職員に係る経費等の執行残による減額であります。

445ページを御覧ください。

上から4段目にあります(事項)美術館費が661万7,000円の減額であります。

主なものは、説明欄の2、管理運営費で、美術館の施設管理運営等に係る経費の執行残による減額であります。

その次の(事項)美術館普及活動事業費が744万1,000円の減額であります。

主なものは、説明欄の3、特別展費で、特別展開催に係る委託料等の執行残による減額であります。

続きまして、宮崎県美術品等取得基金事業による美術品の購入につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

まず、1の目的・背景でございますが、県立美術館の収集方針に沿う作品を収集審査委員会の審査結果を経まして、美術品等取得基金を活用し購入するものであります。

2の事業の概要につきましては、予算額が499万4,000円、財源は、全額美術品等取得基金を活用いたします。

今回の購入予定作品は、書1点であります。

次の5ページの購入予定作品を御覧ください。

兵庫県出身の上田桑鳩の作品「雲」でありま

す。

当該作品は、大胆な点画の配置やかすれた筆遣い、墨の濃淡により奥行きや広がりを感じられる一字書であります。書論の専門誌に、作者が本作について述べた文章も残っている貴重な作品でもあります。

4ページにお戻りください。

上田桑鳩は、令和元年度に作品を購入いたしました書家、森田子龍と井上有一の師でありまして、本県出身作家であります瑛九をはじめとする前衛作家が活動した時代に、芸術のジャンルを超えまして、新たに展開した独特の造形美術である前衛書の礎を築いた書家であります。

造形としての書を追求し、制作した作品を国内外の展覧会で発表しております。

3の事業効果につきましては、既に収蔵しております前衛書や、瑛九を含む前衛作家の作品と比較展示することによりまして、県民に新たな視点での鑑賞の機会を提供できるものと考えております。

また、既収蔵作家と書との関連性など、県立美術館における研究の深まりや広がりも期待できます。

まずは、4月からのコレクション展で公開し、県立美術館の新たな魅力として、県内、全国に発信することで、より県民に親しまれる開かれた美術館を目指していきたいと考えております。

生涯学習課関係の説明は以上でございます。

○押川スポーツ振興課長 歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、447ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で1億3,495万6,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の額は、ページの右から3列目の16億2,898万円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

450ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)スポーツ施設管理費ですが、2,729万9,000円の増額をお願いしております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の休館やスポーツ大会の中止等に伴いまして、利用料金収入が減少しました県営スポーツ施設の適正な管理運営に要する経費につきまして措置するものであります。

続きまして、一番下の(事項)体育大会費ですが、1億746万8,000円の減額をお願いしております。

主なものにつきましては、説明欄の1、国民体育大会経費でありまして、選手の派遣に要する経費などが不用となったことなどによる執行残でございます。

続きまして、451ページをお開きください。

ページ中ほどの少し上の(事項)競技力向上推進事業ですが、2億4,851万9,000円の増額をお願いしております。

これは、説明欄の3、施設・設備整備の(2)練習環境整備事業の増額によるものですが、常任委員会資料にて説明させていただきます。

常任委員会資料の6ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。現在、令和9年度に本県で開催予定の国民スポーツ大会におきまして、天皇杯を獲得するために必要となります練習拠点施設等の整備を進めておりますが、そのうち、国民スポーツ大会の会場や競技スポーツの拠点となっている宮崎県総合運動公園の施設につきまして、国の経済対策に基づく補正予算を活用し、整備を行うものであります。

2の事業の概要であります、予算額は2億6,694万円で、財源、事業期間は、御覧のとおりであります。

(4) 事業内容であります、練習拠点施設につきましては、①から⑤の内容で、新設や改修のための設計や工事等を実施することとしております。

また、⑥につきましては、陸上競技場及び第三競技場の公認を令和5年度に継続するために必要な改修の設計を実施することとしております。

右側、7ページを御覧ください。

1、競技力向上対策としての環境条件の整備であります、練習拠点施設の整備につきましては、今回の補正予算と併せまして、令和4年度当初予算におきましても、計画的な整備に必要となります予算を計上しておりますが、全体の整備計画をお示しできる段階となりましたので、今後の予定も含めまして整備計画を御説明させていただきます。

整備計画(完成年度)を御覧ください。

練習拠点施設の整備計画を施設の完成年度ごとに記載しております。

まず、令和3年度ですが、令和2年度から始めております本事業で初めての完成施設となりますが、12月に延岡星雲高校に国民スポーツ大会基準の70メートルの距離に対応できる施設として、県内初となりますアーチェリー場が完成しております。

続きまして、令和4年度につきましては、県内初となります水球プールを宮崎工業高校に、またこれも県内初となりますが、体操の競技用具やピットと言われる安全施設が常設された専用施設となります体操場を宮崎市村角町の県有地に、地域の相撲道場の受皿として、屋内型の

相撲場を延岡星雲高校に、夜間利用による夏場の暑さ回避等として、県総合運動公園の補助球技場に照明をそれぞれ新設整備する予定としております。

令和5年度につきましては、夏場の暑さ回避や雨天時の対策としまして、県総合運動公園内に全天候型の陸上トラックであります屋内走路を、また補助球技場と同様に、総合運動公園の陸上競技場にも照明を、それぞれ新設整備をする予定としております。

さらに、国民スポーツ大会の会場となります新富町の富田浜漕艇場とライフル射撃競技場につきましては、国民スポーツ大会の競技施設基準を満たすために、それぞれしゅんせつや改修整備をする予定としております。

また、老朽化の著しい県総合運動公園の合宿所につきましては、強化合宿利用に備えまして、老朽化対策に加え、コロナ対策やバリアフリー対策などの内容で改修整備する予定としております。

令和6年度につきましては、現在、県体育館のスポーツライミング施設の老朽化に伴いまして、更新整備としまして、国民スポーツ大会準備課が錦本町に整備を進めております県プールにリード壁とボルダリング壁が整備される予定となっております。

また、国民スポーツ大会の会場であります県総合運動公園の自転車競技場につきましては、国民スポーツ大会の競技施設基準を満たすために、改修整備する予定としております。

事業内容に記載しておりますが、今回の補正予算で整備を進めます①から⑤の施設には、整備計画の完成年度にそれぞれ下線を引き、参考としまして、施設写真を掲載しております。

なお、⑤の合宿所以外の施設写真につきまし

では、他県の類似施設の写真となっております。

続きまして、2、公認改修であります。陸上競技場は、インフィールドの芝のかさを下げる工事を、第三競技場は、走路を改修する工事を予定しております。

左側、6ページにお戻りいただきまして、3の事業効果であります。練習環境が整備されることにより、競技団体は、競技力向上の取組を効果的に実施することが可能となります。

最後に、繰越明許費補正につきまして御説明を申し上げます。

令和4年2月県議会定例会提出議案（令和3年度補正分）の12ページをお開きください。

下から3段目の（項）保健体育費、練習環境整備事業4億5,541万6,000円の繰越しをお願いするものであります。

これは、先ほど御説明いたしました2月の補正で整備する施設の設計や工事等、また今年度進めております水球プール新設の工事等におきまして、国の予算の関係等により、工期が不足することから繰り越すものであります。

スポーツ振興課の説明は以上でございます。

○加塩文化財課長 文化財課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料に戻っていただきまして、文化財課のインデックスのところ、453ページをお願いします。

今回一般会計予算で4,872万3,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目の欄にありますように4億3,948万6,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

455ページをお開きください。

初めに、上から5段目の（事項）文化財保護

顕彰費が448万7,000円の減額補正であります。

主な理由としましては、説明欄6の西都原古墳群史跡整備推進事業における国庫補助額の決定に伴う減額や、説明欄7の文化施設の衛生環境改善事業における洋式トイレ等の整備に関する工事請負費の入札執行残によるものでございます。

次に、一番下の（事項）埋蔵文化財保護対策費が2,861万2,000円の減額補正であります。

主な理由としましては、次の456ページの一番上になりますけれども、説明欄の2の埋蔵文化財発掘調査において、国土交通省による河川改修工事が予定されておりましたけれども、国の用地買収の進捗が遅れ、今年度の発掘調査は実施できなかったために調査経費が減額となったものであります。

次に、457ページをお開きください。

上から2番目の（事項）考古博物館費が536万6,000円の減額補正であります。

主な理由としましては、光熱水費やパソコンの再リースによる執行残であります。

次に、一番下の（事項）考古博物館資料整備費が254万1,000円の減額補正であります。

主な理由としましては、海外の研究機関との学術交流調査が中止になったことによる旅費等の執行残でございます。

文化財課は以上でございます。

○島寄人権同和教育課長 人権同和教育課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育課のインデックスのところ、459ページをお開きください。

一般会計で991万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、1億5,407万円となります。

その主な内容について御説明いたします。

461ページをお開きください。

下から2段目の(事項)生徒健全育成費714万8,000円の減額であります。

この主なものとしましては、次のページ、462ページの説明欄の5、チーム学校で子どもを支える教育相談体制推進事業591万8,000円の減額であります。

この事業は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を公立学校に配置・派遣し、学校への支援を強化するものでありますが、それらの経費の執行残でございます。

人権同和教育課の説明は以上でございます。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様にお諮りいたします。間もなく正午となりますので、続きは午後1時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、午後1時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後0時58分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

議案等についての質疑はございませんでしょうか。

○井本委員 修学旅行をキャンセルしたところがたくさんあるんでしょうけれども、修学旅行というのは、学生生活の中では非常に印象的なビッグイベントの一つだと思うんです。これがなくなるというのは、その人の人生の中でも思い出がなくなるということで、何とかそれに代わるような企画を考えないといけない気がしま

す。その辺の考えはあるんでしょうか。

○谷口高校教育課長 委員がおっしゃったように、修学旅行というのは高校生が非常に楽しみにしている行事でございまして、一旦中止にしたものの、多くの学校が来年度への延期、あるいは、今年度のほかの行事等で代替をするということで、工夫をしております。

○徳重委員 財務福利課長にお尋ねします。

歳出予算説明資料の415ページの教職員住宅は今何戸あるんですか。そして、入居率はどの程度か教えてください。

○四位財務福利課長 教職員住宅につきましては、戸数で申し上げますけれども、令和3年度で288戸ございます。このうち171戸に入居いたしておりますので、割合といたしましては59.4%ほどということになります。

○徳重委員 これは一軒家みたいな形でしょうか、それとも団地、アパートみたいな形なのでしょうか。

○四位財務福利課長 一般の教職員が住む住宅に関しましては、アパート形式になっております。それから、校長住宅というものが別にあるまして、これは当然一戸建てということになります。

○徳重委員 1,571万4,000円の減額とは、どういうことでしょうか。

○四位財務福利課長 教職員住宅は老朽化しておりまして、屋根の防水工事など、老朽化の改善に関する工事費の残額がこちらに計上されております。

○徳重委員 住宅手当もあると思うんです。そして、中山間地の学校にあつては古い住宅もあるかと思うんですけども、町なかの住宅は、個人住宅というか、一般的な借家の住宅というのは非常に多いと思うんですが、教職員住宅は

ずっと維持していこうとされているんですか。

○**四位財務福利課長** 教職員住宅につきましては、昭和の頃におきましてはそれなりの必要性があったと考えておりますが、現在においては、御指摘のように民間住宅もたくさんございますので、基本的に新設は行わないということで考えております。

今現在使っている住宅の老朽化を防ぐ必要はございますので、そういったものを限定的にやらせていただいているところでありまして、用途があまり進んでいないものから、年次的に廃止させていただいているところがございます。

○**徳重委員** 基本的には新築の教職員住宅は造らないという考え方でいいんですか。

○**四位財務福利課長** 今のところそういった方針であります。

○**満行委員** 美術品等購入なんですけれども、同意を求められても、この書画が500万円の価値があるのかどうかというのは、なかなか素人の私にはよく分からないんです。これが雲とは読めないし、なかなか難しいんですけれども、日本経済新聞の題字も手がけた前衛書家があれを作ったのかと、この方は有名の方なのかしれませんけれども、もう1回、購入作品について評価をいただきたいと思います。

○**木村美術館副館長** 今回購入予定の作品につきましては、日本を代表するような前衛書家、パイオニア的な存在の書家なんですけれども、作品はこの書家の親族がほぼ所有しておりますので、あまり市場には出ておりません。

しかし、国内のいろんな美術館が所蔵している作品の評価額であるとか、あるいは書の専門家の方々の御意見等、それから、一昨年度に購入させていただいた上田桑鳩の門下生に当たる

井上有一と森田子龍の作品の評価額、そのあたりを勘案しまして、収集審査委員会のほうで適当な価格であるということで御了承を頂いて、今回計上したところです。

○**満行委員** 購入先のこの方と作者は、おっしゃるように親戚、親子とか、そういう関係ということですか。

○**木村美術館副館長** おっしゃるとおり、親子になります。

○**徳重委員** 高校教育課の方にお尋ねしたいと思いますが、歳出予算説明資料の424ページの一番下なんですけど、国際理解教育推進費が3,710万3,000円減額になっているわけで、先ほどの説明では外国人講師というようにお話だったかと記憶しているんですが、外国人講師はいらっしゃらない、今のコロナの関係でこうなったのか、その状況を教えてください。

○**谷口高校教育課長** 今お尋ねの国際理解教育推進事業につきましては、ALTが36名おります。そのうち21名が9月に来日予定でございましたけれども、コロナの関係で、9月に来日できたのが6名、それ以外は延期になっておりまして、その分がこういった形で出てきたということになります。

○**徳重委員** 不足しているということは、生徒がそれだけの教育が受けられていないということになるわけですが、それは何らかの形で補充されているのでしょうか。

○**谷口高校教育課長** 兼務で複数の学校に行く、あるいは、本課にもALTが1人おりますので、そのALTが学校に行って英語の指導をすることで補っております。

○**徳重委員** そしたら、先生の働き方改革とか言われているわけですが、その方は過重労働になっているようなことはないですか。

○谷口高校教育課長 AL Tに過重な負担がかからないように、それぞれの学校に英語の教員は複数おりますので、そこと連携しながら過重な負担がかからないようにAL Tと英語教育に取り組んでいるところでございます。

○徳重委員 分かりました。

○丸山委員 9月にコロナの関係で21名が入国できなかったということなんですが、今、3月1日になりまして、かなり規制緩和されたんですが、その後どうなっているのか教えていただくとありがたいと思います。

○谷口高校教育課長 AL T21名が9月に来日予定でしたけれども、9月に来日できたのが6名で、10月、11月に来日できたのが11名ということで、未定が4名ということになっております。

○丸山委員 4名は未定ということですが、全く未定なのか、緩和されたから、いつぐらいには入ってくるというのが分かっていたら教えていただきました。また、今度は来年4月1日以降になると入れ替わりがあると思うんですが、今後のコロナの関係などの予測を含めて、その辺りを教えていただくとありがたいと思っております。

○谷口高校教育課長 AL Tにつきましては、財団法人自治体国際化協会が間に入ってあっせんをしているということでございまして、コロナの状況が緩和されていけば、4名についても次年度に何とか来ていただけるのではないかと、明確なことではございませんけれども、そのように考えているところでございます。

AL Tの任期につきましては8月からということになっておりますので、そういったことも含めて検討しているということでございます。

○丸山委員 コロナの関係で、AL Tが来なかつ

たことによって、ひょっとしたら英語力に差が出て、試験にも影響が出てくるのが懸念されます。今回の大学入試等において影響が出なかったかどうかも教えていただくとありがたいと思います。

○谷口高校教育課長 大学入試においてもリスニング等もございしますが、そこについては、先ほども申しましたように、従来学校におります英語教員が複数兼務しているAL T等としっかり連携を取ってやっているということでございます。

○丸山委員 カバーはできているかもしれないけれど、AL Tが来ていないということになると、影響はゼロじゃないと思いますので、できるだけ今後の大学入試等に影響が出ないように最善の努力をしていただきたいと思いますと思っております。

また、修学旅行のキャンセル料等支援事業について、これは親御さんの負担を軽減することですが、実際どれぐらい負担が発生するのか、2分の1発生するのかとか、どんな仕組みになっているのかをもう少し詳しく教えてください。

○谷口高校教育課長 まず、修学旅行につきましては、旅行会社と契約した時点で、企画料とが発生いたします。この企画料も学校の規模等によって違うんですが、生徒一人当たり何百円から数千円程度でございます。

実際、修学旅行のキャンセルにつきましては、21日前から30%とか、そういったように規約で決まっております、21日前までにキャンセルをすれば、企画料だけがかかるということでございます。

○丸山委員 それは、親御さんは負担しなくていいことになっているんでしょうか。

○谷口高校教育課長 今申し上げました企画料、あるいはキャンセル料については、修学旅行のキャンセル料等支援事業で補填をすることが可能ですので、今年度については、それらの費用負担は発生しないということになります。

○丸山委員 ということは、昨年度は負担があったということ、それを改善してこうなったということかと思いますが、それを改めてお伺いしたいと思います。

○谷口高校教育課長 実は、昨年度は企画料だけかかったという学校だけでございまして、これについては同じ事業で、保護者の負担を軽減するというので、昨年度もこれをお願いして支払っております。

○徳重委員 スポーツ振興課にお尋ねしますが、常任委員会資料の7ページ、令和9年度の本県開催予定の国民スポーツ大会です。ここに整備計画が示されているんですが、令和6年度に新設というクライミング施設、あるいは自転車競技場、令和5年度に完成しても大会まで4年、本大会の前にはプレ大会みたいなものも開かれると思うんです。

そうなりますと、プレ大会まで2～3年しか本格的な練習ができない。せっかく宮崎県で開催して天皇杯を目指しているんだったら、できるだけ早く本会場で練習ができるような体制づくりをしなければ間に合わないんじゃないかと、やるからには結果を出さなければ意味がないと私は思うんですが、その辺はどう考えていらっしゃるか教えてください。

○押川スポーツ振興課長 それぞれの施設につきましては、完成年度をここに上げさせていただいているところであります。例えば令和6年度のスポーツクライミング施設につきましては、国民スポーツ大会準備課が来年度から錦本町に

プールの建設を進めますけれども、そこに設置していくような形になります。

ただ、現有の県体育館にリードとボルタリング壁はございます。そこで練習を継続しながら、新たな施設が出来上がれば、そこでも練習ができますので、練習拠点は現在もあると、そして、工事期間中も練習ができる形で進める予定にしているところであります。

また、自転車競技場につきましては、現在の自転車競技場を地盤から固めて競技場を造る関係で、どうしても2年から3年ほど競技場が使えない状況がございます。それにつきましては、近隣の鹿児島県に整備された新たな自転車競技場もありますので、そういったところもお借りしながら、競技力向上に努めていくということで、競技団体ともしっかりと連携をしているところであります。

○徳重委員 こともそうかなと思ったんですけども、富田浜の漕艇場の改修工事をやるということですが、練習等には使えるんですか。

○押川スポーツ振興課長 富田浜の漕艇場は現在も使用できます。ただ、国民スポーツ大会の競技施設として深さ等の基準等があるんですけども、それには満たないものですから、しゅんせつ等をして深さを保つということで今回ここでお示しさせていただいているところです。現在も十分使用ができ、練習もできるような状況にはなっております。

○徳重委員 水球プールというのを新設するというのですが、これはどこに造られるんですか。

○押川スポーツ振興課長 これにつきましては、宮崎工業高校の敷地内に建設していくということで今準備を進めております。

現在も宮崎工業高校のプールを使いまして、

深さ等を工夫しながら、水のはけを若干止めて深さを確保して、そしてビニールのテントを張って、冬でも練習できるような環境は整備できておりますが、より水球の競技力向上を図るために、深さ等もしっかりした建物を今回新設するというので今準備を進めているところであります。

○徳重委員 県内に何チームかないと、宮崎工業高校だけでは競技力向上にならないと思うんですが、水球をやっている高校なり、そういう団体というのはどれくらいあるんですか。

○押川スポーツ振興課長 現在、水球部として活動しているのが、県内では宮崎工業高校のみでございます。

スイミングクラブ等でジュニアチームがあるんですけれども、やはり宮崎工業高校のプールを利用しながら、ジュニアの育成を現在も進めているところです。ですから、今後も宮崎工業高校を拠点にジュニアから成年までの種別について強化を図っていくという形になっていくと考えています。

○徳重委員 やるからには、勝負事ですから勝つという前提で考えますと、宮崎工業高校1チームだけでは全然技術力というか、競技力は伸ばせないと思うんです。だから、宮崎工業高校の周辺に高等学校はたくさんあるわけですから、私立も含めて、こういうチームをつくってこないかという願いをされる気持ちはないんですか。

○押川スポーツ振興課長 水球競技につきましては、特殊性もございまして指導者も限られております。周辺の学校で部活動をつくるというところまではなかなか難しい状況もありますけれども、水泳競技連盟とも連携しながら、そういったことができるかどうかということも含め

て協議を進めてみたいと思います。

○徳重委員 ぜひよろしく願いしておきます。

○丸山委員 生涯学習課の美術品購入の関係なんですが、まず、基金は現在どれくらいあるのか教えてください。

○長尾生涯学習課長 現在、令和4年3月末の見込みで約2億2,300万円ございます。今後は、現在の基金を有効に活用しまして、財政状況を見ながら関係部局と協議いたしまして大切に使用してもらおうと考えております。

○丸山委員 最高幾らまで積み上がっていて、今2億4,000万円ぐらいなのでしょうか。今後の計画とか何か立っていれば教えていただくとありがたいと思っています。

○木村美術館副館長 美術館で収集を進めたい作品というのは、いろんな領域の作品がたくさんございまして、それがいつも市場に上がっているわけではございませんので、本県の出資方針に合う作品が適正な価格で市場に出た場合には、慎重に検討をさせていただいて、この基金を有効に使わせていただこうと考えております。

○丸山委員 今回の場合は、議案じゃなくて購入—これは議案じゃないわけですか。「議案」と呼ぶ者あり)議案になるんですか。「予算」と呼ぶ者あり)幾ら以上だったら正式に議案として提案しなくてはいけないというのがあると思うんですが、それは幾らですか。

○木村美術館副館長 今回執行させていただこうと思っているお金につきましては、美術品等の取得基金という積み上げている基金を活用させていただこうということですので、金額にかかわらず基金の執行についてはお願いしようかと思っております。

○丸山委員 契約上の問題として、議会に何百万円以上になると議案として上げるとか制度が

あると思っているものですから、それに合致する案件が幾らぐらいからだったのかをお伺いしたかったですけれども。

○木村美術館副館長 今回は補正関係で上げさせていただきますので、金額につきましては上限はないということで御回答させていただこうと思います。

○重松委員長 上限ではなくて、幾ら以上だったら議案になるかということ、丸山委員は尋ねていらっしゃるんですけども。

○長尾生涯学習課長 7,000万円以上になったときに議案の承認が必要ということでございます。

○丸山委員 議案じゃなくて、ある程度予算の中の特出しの説明だということので分かりましたので、これまで7,000万円以上の高額な物を美術館等で購入した事例はあるんでしょうか。

○木村美術館副館長 この基金の活用につきましては、平成28年度から再開して購入しているんですけども、それ以前は基金が使えない状態でした。過去につきましては、7,000万円以上の高額作品等を購入した実績がございます。

○丸山委員 基金というのは、貴重な税金でつくったものでありますし、県の美術館としてなかなか出ない作品をばっと買えるために基金という形があると思っています。先ほど審査委員会があって適正な金額だというのが評価されて、議会の承認は要らないんだけど一応報告したという形で今回上がってきていると思っているんですけども。

これまでも、平成28年は凍結されていて、昔、何か使うべきじゃないかという議論をした記憶があります。現在、この基金が2億4,000万円程度あるということなんですけど、これで十分なのかという議論が多分今まで、まだまだ十分だろうと認識しているんですけど、県のしっかりとし

た美術館としての役割と考えたときに、どれぐらいまであればいいと思っているのか教えてください。

○木村美術館副館長 美術館としてはといいますか、県としては充実したコレクションを形成するためには、基金はぜひ必要だと考えておりますけれども、平成元年度に基金3億円が設置されたんですが、その後いろいろ変遷がございまして、開館時に増額させてもらったり、その後また減額したりという経緯を踏んでおります。

条例を改正させていただいて、定額運用から取崩し型になった形で、委員がおっしゃるように、今後作品を購入していけば、やがて基金が底をついていくことになりますので、先ほど生涯学習課長からもありましたけれども、今後の効果的な基金の運用につきましては、現時点としては上限があるものとして、財政状況等も踏まえて各部局と協議してまいりたいと考えております。

○丸山委員 今回報告があったんですが、7,000万円未満であれば、本来議案として出てこない。言い方は悪いですけども、報告せずにごんごん買えていけるような、システムになっているからいいかなと思いつつ、適正な規模をもうちょっと考えてもらったほうが、本当に県民として有効的に2億4,000万円が使われるのか、議案の承認が必要になるのが7,000万円以上は高過ぎるような気がしますし、議会報告としては、もう少し下げさせていただいてもいいのかなという気がします。その辺は今後議論をさせていただければありがたいと思っております。

○木村美術館副館長 ありがとうございます。関係各課と協議させていただきながら、今後の運用の図り方については協議を進めてまいりたいと思います。

○井本委員 我々は文化芸術懇話会を立ち上げましたが、とにかく書家の作品が少ないということで陳情を受けて、とにかく書家の作品を何とか少し集めてくれということで、2～3年前だったですか、どのぐらいだったか値段は忘れたけれども、物を買っていただいて、こうして今度また買っていただいたんだなど、私なんかは感謝しているんです。

集め方の方針はどういうものなんですか。

○木村美術館副館長 美術館の収集方針というものが大きく3つございまして、郷土出身作家、あるいはゆかりの作家、海外の優れた作品、国内の美術の流れを展望するにふさわしい作品ということで、今回の書の作品につきましては、国内の美術の流れを展望するにふさわしいところでの収集方針に合致する作品ということ、そして、なおかつ現在収蔵している作品との関連性であるとか、研究の深まりであるとか、あるいは旧収蔵作品と併せた展示紹介の仕方、有用な展示活動等々を勘案しまして、今回収集させていただこうということになっております。

○徳重委員 海洋高校の実習経費の中で、7,548万4,000円が減額になっている理由を教えてください。

○四位財務福利課長 車の車検に当たります船の法定点検がございましてけれども、それに要する経費で組んでおりましたものが、予定よりも低く抑えられたために発生した残余额になっております。

○徳重委員 実習船の車検みたいなものなんだろうが、これは何年に1回行われるわけですか。

○四位財務福利課長 毎年一度必ずやることになっておりますが、詳しく申しますと、5年に一度行われる点検がございまして、それが行われ

ない残りの4年間で第二種中間検査というんですが、それを毎年行う必要がございまして、今回は第二種中間検査の必要額を予定してもらったという形になっております。

最近、代船も計画されているわけですが、老朽化によりまして、この経費がだんだんと上がっていている状況の中で、今回は予定よりも少なく済んだ年でございました。

○徳重委員 金額的に1億9,000万円ぐらいの予算の中で7,000万円も少ないということで、びっくりしたところですけども、こんなにも下がるということを予想されていなかったんですか。

○四位財務福利課長 先ほど申しましたように、年々この検査費用が高止まりしている状況で、足りなくならないような額で予算を組んでいたんですけども、検査を受けるために修繕等しながら検査に臨むのですが、子供たちの安全のために、5年先ぐらいまではしっかりと活用できるような形の先手回しの修繕をしていかななくてはなりません。

そういったことでだんだんと経費が上がってきたところ、代船ができるということは、そこまで見なくてもよくなったということもございまして、今年度に関しては、結果的に修繕すべき箇所が少なくて済んだため、実際のところは中間検査費として5,300万円ほどの減額をさせていただいております。

残りにつきましては、コロナの関係で航海ができなかった部分もございましたので、そちらの需用費等が余ったことも含めまして、合わせて7,500万円の減額になっております。

○徳重委員 分かりました。

○重松委員長 ほかにございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○加塩文化財課長 常任委員会資料の8ページをお願いします。宮崎県文化財保全活用大綱(案)について御説明いたします。

この大綱につきましては、昨年度から2か年かけて策定に取り組んでまいりましたが、このたび、案がまとまりましたので御説明いたします。

1の策定の趣旨でございますけれども、過疎化や少子高齢化の進行などに伴いまして貴重な文化財が消滅の危機に直面する中、文化財継承の担い手を確保し、社会全体で支える体制づくりが必要となっておりますので、県内文化財の総合的・計画的な保存・活用の促進や文化財保護行政の推進力強化を図るため、この大綱は策定するものでございます。

次に、2の策定の経緯でございます。

令和2年5月に設置しました専門家で組織します策定検討委員会、それから、市町村との意見交換会を複数回実施し、併せて文化財保護審議会の意見聴取も行ってまいりました。

また、昨年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施しまして、本年度中に策定・公表する予定にしております。

次に、3のパブリックコメントの実施結果であります。4名の方から19件の御意見をいただいたところであります。

意見の要旨と県の考え方について主なものを御説明いたします。

右側のページを御覧ください。

ページの左端に番号が付してありますが、番号の2から、次の10ページの番号6までにつき

ましては、文化財調査の成果の公開や、電子化・データベース化に関するもので、これまでのホームページ等において公開しているところでございます。

今後、文化財情報の電子化、データベース化や、市町村と連携した情報発信に取り組む旨を掲載したところでございます。

その下、番号7から、次のページの番号11までにつきましては文化財の災害対策に関するもので、文化財防災マニュアルの策定や、盗難防止対策の必要性について大綱に反映いたしました。

一番下の番号14から、次のページの番号16までにつきましては、文化財に関する人材の確保や資質向上に関するもので、研修機会の設置や専門職員の配置の検討について大綱に記載いたしました。

その他の御意見につきましても貴重な御意見でございましたので、大綱に反映、または今後の取組の参考とさせていただいたところでございます。

最後に、大綱(案)の概要でございます。右ページの13ページをお開きください。

13ページの下枠の囲みでございます。(1)文化財の保存・活用に関する現状と課題として、①文化財の保存と価値の共有化、②文化財の継承・維持管理、③文化財の活用、④専門職員と組織体制、⑤防災・災害発生時の対応の5つを上げております。

次の14ページを御覧ください。

こうした課題に対しまして、(2)の文化財の保存・活用に関する基本方針としまして、基本理念を「宮崎の魅力ある文化財」をみんなで支え、確実に未来へつなぐ。県民一人一人が、地域の文化財を理解し、その魅力を伝え、そして

活かすとし、基本方針としまして、①文化財の価値を見いだす、②文化財保護体制を整える、③文化財の魅力を伝える、④文化財を未来へつなぐの4つを掲げたところでございます。

また、(3)文化財の保存・活用を図るために講ずる措置として、課題解決のための方策に取り組みますとともに、右の15ページの上ですが、

(4)市町村への支援方針としまして、職員の資質向上のための研修会の実施や専門的な指導・助言、さらに、この大綱を勘案し、今後市町村が行う文化財保存活用地域計画の作成に対する情報提供なども行ってまいります。

(5)防災・防犯対策及び災害発生時の対応については、防災意識の啓発や、大規模災害の発生に備えた国や市町村等との災害時の連絡協力体制の構築等の①防災・防犯対策に取り組みますとともに、②文化財被害への対応として、災害発生時の被災状況の情報を収集し、文化財所有者等との連携を図りながら速やかな救援活動を進めてまいります。

最後に、(6)文化財の保存・活用の推進体制としまして、文化財専門職員の適正な配置や、文化財保護指導員の拡大、関係部局・民間団体との連携を図ってまいります。

なお、大綱の案を別冊でお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○井本委員 大綱というのは、どういう位置づけですか。

○加塩文化財課長 この大綱につきましては、教育基本方針の計画の下に、この分野の具現化のためにつくっているものでございます。

この大綱につきましては、平成30年に文化財保護法が改正されまして、その保護法の中に、各都道府県につきましては、文化財を維持管理するために大綱を作成することができるということが書いてありまして、それに基づいて今つくっているところでございます。

○井本委員 法律の中に大綱をつくれと書いてあるわけですか。

○加塩文化財課長 法律の中に書いてあります。

○井本委員 大綱というのはどういう意味ですか。計画とは違うんですか。簡単に言えば考え方ということですか。

○加塩文化財課長 そのとおりでございます。基本方針でございます。

○井本委員 この基本方針に従って当然何かを実践していくということになるんでしょうか。そうすると、それに対する計画とかいうものではないとするなら、単に宣伝にすぎないような感じもするんだけど、そうではないわけですか。

○加塩文化財課長 まず、都道府県がこの大綱を作成します。県としての基本方針を受けまして、各市町村は、市町村なりの保存活用の計画をつくります。例えば、その市町村でメインとすべき文化財を据えた事業を立てるとか、そういうことを計画していくことになります。

○井本委員 大綱の下にそういう市町村の計画があると考えていいわけですか。

○加塩文化財課長 大綱の下に市町村の計画があるわけではなくて、大綱を参考にしてつくられるということです。

○井本委員 その考え方だけだったら幾らでも言えるという感じがしてしまうんだけど、具体的にここに書いてあるようなことを実践していくためには、どうしたってお金がかかると

思うんです。その辺の手当はどうするかという
ような話はないですか。

○加塩文化財課長 当初予算のときに話をさせて
いただきますけれども、この大綱に沿った事
業をまたお願いいたしております。

○丸山委員 関連して、この大綱を基に市町村
が地域計画を策定することは簡単にできるもの
なのか、県が支援していきますとか、複数の市
町村で持つところは県が支援していますとなっ
ているんですが、具体的にこれはいつまでにつ
くらくちやいけないというのは、今ぱっと見
ただばかりで分からないものですから、教えてい
ただきたいです。

それと、例えば人材が必要だと書いてあるん
ですが、実際つくれる人材は宮崎県にどれぐら
いて、マンパワーは足りているのかどうかを
教えていただければと思います。

○加塩文化財課長 文化財専門職員の配置でい
きますと、市町村の中で6町村に専門職員がお
りません。ですから、ここについては県の専門
職員がフォローする必要があると思っております。

それから、市町村の計画については、いつま
でに作成しなければならないという期限はござ
いませぬ。市町村は、計画を作成しますと、文
化庁に認定の申請を行うことができます。そし
て、文化庁の認定を得ましたら、その計画の中
にある事業等について補助金が出るという可能
性はございます。そういうメリットはございま
す。

○丸山委員 6町村が文化財に関わるマンパ
ワーが足りないということは、県がどうしてもフ
ォローしていかないといけないと思っております。

期限がないから地域計画をつくらんでいいと
いった26市町村内での温度差がないように、26

市町村にいつまでには地域計画をつくってほし
いという目標——よく長期計画の中に実行計画
みたいなのがあると思うんですが——それが今
後出来上がってくるというイメージでよろしい
んでしょうか。

○加塩文化財課長 まず県としてこの大綱をつ
くるのが率先していましたので、毎年度当初、
市町村の文化財担当を集めた会議をするんで
すが、この大綱ができましたということで、ま
た新年度になりまして担当を集めて話をして、
つくっていただくということになるかと思いま
す。

当然、ほかの都道府県も先行してつくってい
るところもございますし、市町村がつくってい
るところもございます。それは厚い・薄いはあ
りますけれども、既につくってあるところはご
ざいますので、そういうところも参考にしなが
らつくりますので、つくれないということはない
と考えています。

○丸山委員 県が大綱をつくるということであ
り、県が走ってもらって、市町村が引き続いて
きてもらうように、そこで宮崎県の文化がしっ
かり生かされるような、つなげられるような形
を、体制づくり、予算も含めてしっかりと頑張っ
ていただければと思っております。

○井本委員 本なんかを読むと、国際バカロ
レアというのをこの頃見るんですけども、これに
対しては基本的にどんなふうを考えていますか。

○谷口高校教育課長 国際バカロレアというの
は、それに認定されるというハードルは大変高
うございまして、本県では国際バカロレアに認
定されている学校はございません。

国際バカロレアと申しますのは、世界統一の
テストを受けて、それである程度の成績で修了
すると、複雑なプロセス等を経ることなく世界

中の大学に出願できるというような、非常にハイレベルな仕組みでございまして、現在、宮崎県の中ではそれを認定されている学校はございません。

○井本委員 どんなふうの評価していますか。

○谷口高校教育課長 世界的な学びの機会という意味では、非常に価値のある取組であると考えております。

○井本委員 分かりました。

○重松委員長 高等学校のトイレの洋式化の進捗状況を教えていただきたいと思います。

○四位財務福利課長 トイレの洋式化につきましては、見込みではございますが、高等学校におきまして61%台の進捗になるかと今のところ考えております。

○重松委員長 いつまでに100%を目指されるのでしょうか。

○四位財務福利課長 これまで補正予算を何度もお願いしながらやらせていただいたところですが、コロナ対策ということもございましての洋式化、予算を一度にたくさんつけていただいたということで進捗してまいりましたが、これは一度一段落いたします。今後は既定予算の中でしっかりとやってはまいります、年に大体2%から3%ずつは少なくとも対応をしてみたいと考えておりますので、そういった形でできるだけ高い率を今後とも目指してまいりたいと考えています。

○重松委員長 ありがとうございます。年2%ですね。

それから、最後に生理の貧困で質問をさせていただいて、全学校、設置していただいたということで感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○丸山委員 県立高校の倍率が、高いところは

大宮高校の文科情報科で2.2倍とかで、逆に物すごく低い学科等があって、あまりにも差が出てき過ぎているんじゃないかと思っています。

宮崎市や都城市とか大きな市はいいんですが、私は小林高校なんですけど、郡部の高校はかなり厳しくなっているものですから、この形が本当にいいのかと思ってございまして、教育委員会がどこでも進学していいですよとしたんですが、人口減少とか考えたときに本当にこれでいいのかというのは、もう少し何か考えるべき時期に来てそうな気がします。

逆に、大宮高校に行きたいという生徒が多くなるのは、そこは学力が高いからということで、いい先生が集まり過ぎているんじゃないかと思っています。

県民等しく、どこに住んでいても入学できるんですけども、もし高原町から宮崎西高校に行く場合、寮とか交通費とか、かなり費用負担もかかったりしますので、そういったことで何かおかしいのかなという思いがあるものですから、倍率の差がここまで開いている問題についてどう考えているのか教えてください。

○谷口高校教育課長 学区制を外すということで、一つのいいところとしては、生徒が県内くまなく自分が行きたいところに行けるということがあるわけです。

あと、今、学科によつての倍率の差というようなことをおっしゃいました。確かに高いところと低いところの差はありますけれども、そういったことを含めて、あらゆる学科に多くの生徒に来ていただきたいというようなことで、今年度、推薦入試に自己推薦方式を取り入れました。これについては、おかげさまで大変倍率も上がったわけでございます。

今おっしゃいましたようなことも、こういっ

た入試を総括するという観点から、また考えていかなければいけないと思っております。

○丸山委員 一番気にしているのは福祉関係とかの倍率がすごく低いことです。代表質問でしたとおり、今後、高齢化社会で福祉関係の担い手不足というデータがあるのに、なかなかそちらに進学する高校生が少ないということは、もっと担い手が少なくなっていくような気がしています。

ここ辺のことは、高齢化が進んでいる宮崎県にとっては、喫緊の課題であり、それをどうやってフォローしていくのかも、教育委員会と福祉保健部のマッチングがうまくいっているのかなという気がします。

その辺はもうちょっと真剣に考えていかないと、競争、学力だけではなくて、宮崎県の産業、人口減少を本当に考えるなら、もう少し踏み込んだことを考えていかないと、どんどん真綿で締めっていくように厳しくなっているような気がするものですから、その辺の産業界との協議をどの程度まで教育委員会はされているのかお伺いできればと思っています。

○谷口高校教育課長 今おっしゃいましたように福祉の分野、特に今後高齢化等が進んでいくと、県内でも非常に必要な業務、ジャンルになると思います。これにつきましては、産業系の事業といたしまして、学校と自治体、企業としっかり連携をしながら、仕事の中身とか価値とか意義を生徒に理解して、それを目指してもらような取組を行っているところでございます。

今おっしゃったような分野でも希望する生徒が増えていくように尽力してまいります。

○丸山委員 これまでもやられてきました。でも、高等学校だけでなく義務教育学校を含めて、さらに突っ込んでしていかないと、家庭できつ

いから福祉関係に行かんほうがいいよとか、そういうふうになってしまうと、なかなか生徒が集まらず厳しくなっていくんじゃないかと思っています。何かもうちょっと考え方を改めて取り組んでもらわないと厳しくなるのではないかと思いますので、その辺はもう少し知恵を出すように頑張っていたいただければありがたいと思っております。

○黒木教育長 御指摘ありがとうございます。

今の福祉の問題でございますが、ほかの学科のことも当然あるわけでございますが、福祉に関しましては、福祉部局でございます福祉保健部でも事業と一緒にしてくださっていただきまして、教材等について補助してくださるとか——そんなことも、福祉のテキストというのは1つがちょっと高いんです。介護福祉士の資格を取るためのメニューがたくさんございますので、それをクリアして行って、卒業前に何とか資格を取るという形になってございます。

昔、ホームヘルパー2級などの資格のときは、割と簡単と言ったら申し訳ないんですけども、資格もクリアできていたときがございました。

ところが、今の介護福祉士になりましてなかなか難しゅうございまして、それでも受検した生徒の合格率は高校の場合は高いんですけども、たくさんの一般の方々も専門学校等々を経られて受検に来られますので、かなりの競争でもございまして、高校だけではなくて取れる資格としても一般的に広まってございますので、これからさらに工夫して、しっかり子供たちが懂れてくれるような、そういう学科に育てていきたいと思っております。

また、今おっしゃられましたように、御家庭への働きかけ等も含めて、できることをしっかりやっていかなくちゃいけないと今改めて思っ

たところでございます。本当に御指摘ありがとうございます。ありがとうございました。

○重松委員長 ほかほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないようですので、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時4分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日4日に行いたいと思います。

開始時間は午後1時ちょうどでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程等に余裕がございませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。委員長報告の項目及び内容について御意見はありませんか。

暫時休憩します。

午後2時4分休憩

午後2時4分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、これまでの皆さんの御意見等を踏まえながら、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それではそのようにいたします。その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時5分散会

令和4年3月4日(金曜日)

午後1時1分再開

出席委員(6人)

委員	長	重松	幸次郎
副委員	長	山下	寿
委員		徳重	忠夫
委員		井本	英雄
委員		丸山	裕次郎
委員		満行	潤一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主事	飯田	貴久
総務課	主事	合田	有希

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行いますが、採決の前に、賛否も含め御意見がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、ないようですので採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第38号、議案第52号及び議案第53号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 異議なしと認めます。よって、議案第38号、議案第52号及び議案第53号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆さん、お疲れさまでした。

午後1時2分開会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎